



広島県における放置艇対策

~「放置艇解消のための基本方針」に基づく
保管場所確保の義務化について~

令和元年8月27日

広島県

放置艇解消のための基本方針【概要版】

【策定の趣旨】

「広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例」(平成10年)の制定以後、これまで都市部を中心に進めてきた「係留保管施設の整備」と「放置等禁止区域の指定による規制」を両輪とした放置艇対策を補完し、地方部においても対策を加速させ、県全体の放置艇の早期解消を図るための基本方針として策定

現 状

- ◆ 本県は瀬戸内海に面し、小型船舶の係留が容易な静穏な海域が多い
⇒ 多くのプレジャーボートの放置艇が存在 ～ H26:約11,000隻(全国最多)
- ◆ 広島港などの都市部における放置艇対策により一定の成果

課 題

- ◆ 都市部のみならず地方部においても放置艇対策を加速していくことが必要
- ◆ 放置艇数が全国最多である現状を是正し、年次目標を掲げた放置艇対策を講じる必要がある
(国の目標年次:平成34年度末)

【目 標】 平成34年度末までに県内の放置艇数をゼロ隻にする

基本方針の概要

＜方向性＞・既存ストック(港湾・漁港の水域施設や設置済みの棧橋、係留環等の係留設備)を柔軟に活用し、係留保管施設以外にも係留可能場所を確保して、放置艇に係留許可を付与
・係留可能場所を確保すると同時に、放置等禁止区域を指定し、無許可プレジャーボートの所有者に対する撤去指導を徹底することにより、放置艇を解消

主な対応方針

＜類型別対応方針～全県的な放置等禁止区域の指定の推進＞

各港・各地区で類型別に対応を分類し、平成34年度までに全県的に放置等禁止区域を指定

〔A類型〕 全ての船舶(漁船含む)の係留を禁止
～ 都市部の港湾など航行障害や環境悪化等の影響が生じている箇所

〔B類型〕 漁船を除く船舶の係留を禁止
～ 漁業活動に支障が生じている箇所

〔C類型〕 漁船・遊漁船を除く船舶の係留を禁止
～ 漁船のほか遊漁船の係留を認めても漁業活動に支障がない箇所

〔D類型〕 棲み分けにより漁船、遊漁船、モーターボート等の係留を認める
～ 地方部などで棲み分けにより漁業活動等に支障が生じない箇所

〔E類型〕 棲み分けすることなく漁船、遊漁船、モーターボート等の係留を認める
～ 地方部などで隻数が比較的少なく漁業活動等に支障が生じていない箇所

＜既存ストックを活用したプレジャーボートの係留可能場所の確保＞(C・D・E類型) 平成34年度までに小型船舶用泊地を順次指定し、係留許可を付与

〔小型船舶用泊地の指定〕
漁業活動や周辺環境に支障がない範囲で、港湾・漁港内にプレジャーボートの係留を可能とする水域を「小型船舶用泊地」として指定

〔施設の使用許可〕
指定した小型船舶用泊地への係留は、施設の使用として係留を許可し、正当な権原を付与

〔料金徴収〕
施設使用の反対給付として使用料を徴収し、施設の適正な維持管理費等に充当
料金は、他の係留保管施設や他県事例等を考慮して適正な額を設定
小型船舶用泊地の指定を段階的に進めていくため、平成35年度から一斉に徴収を開始

〔利用者団体等の活用〕
既存のローカルルールを尊重し、施設の利用調整を円滑に行うため、団体への許可や施設管理業務の委託などを検討

＜廃船処理＞

相当数が存在すると見込まれる所有者不明船について、廃船とみなす定義を明確にし、法に定める処理手続を迅速化するとともに、計画的に処理を推進 ～ 積極的な売却も検討

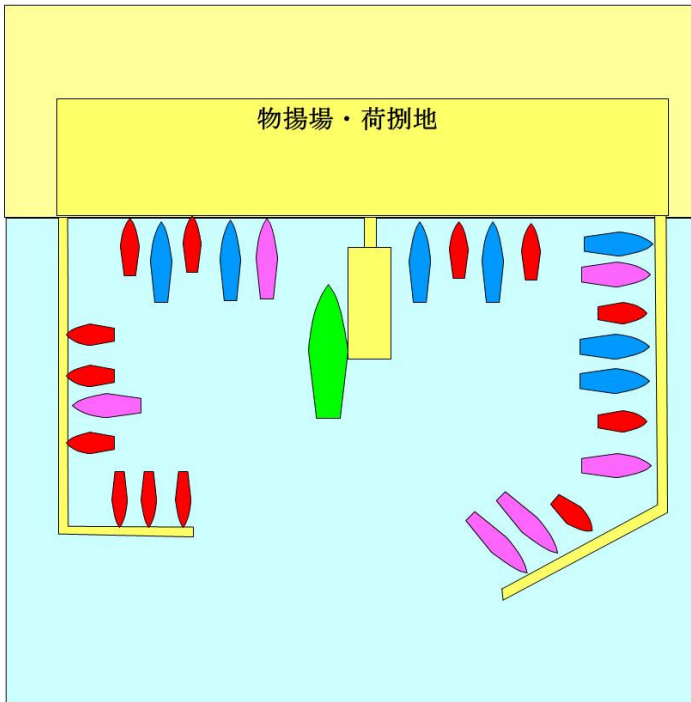
＜保管場所確保の義務付け＞

プレジャーボートの船舶登録については、自動車における車庫証明のように保管場所を明確にする制度となっていないことから、保管場所確保の義務化について国に制度改正を要望するとともに、県独自で先行して実施することを検討

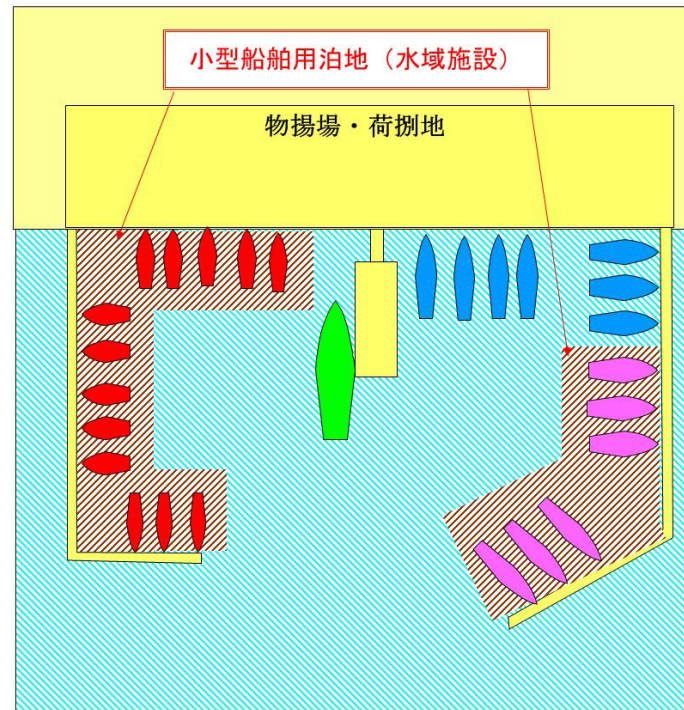
放置艇の解消

小型船舶用泊地の指定イメージ

対応前の状態



対応後の状態

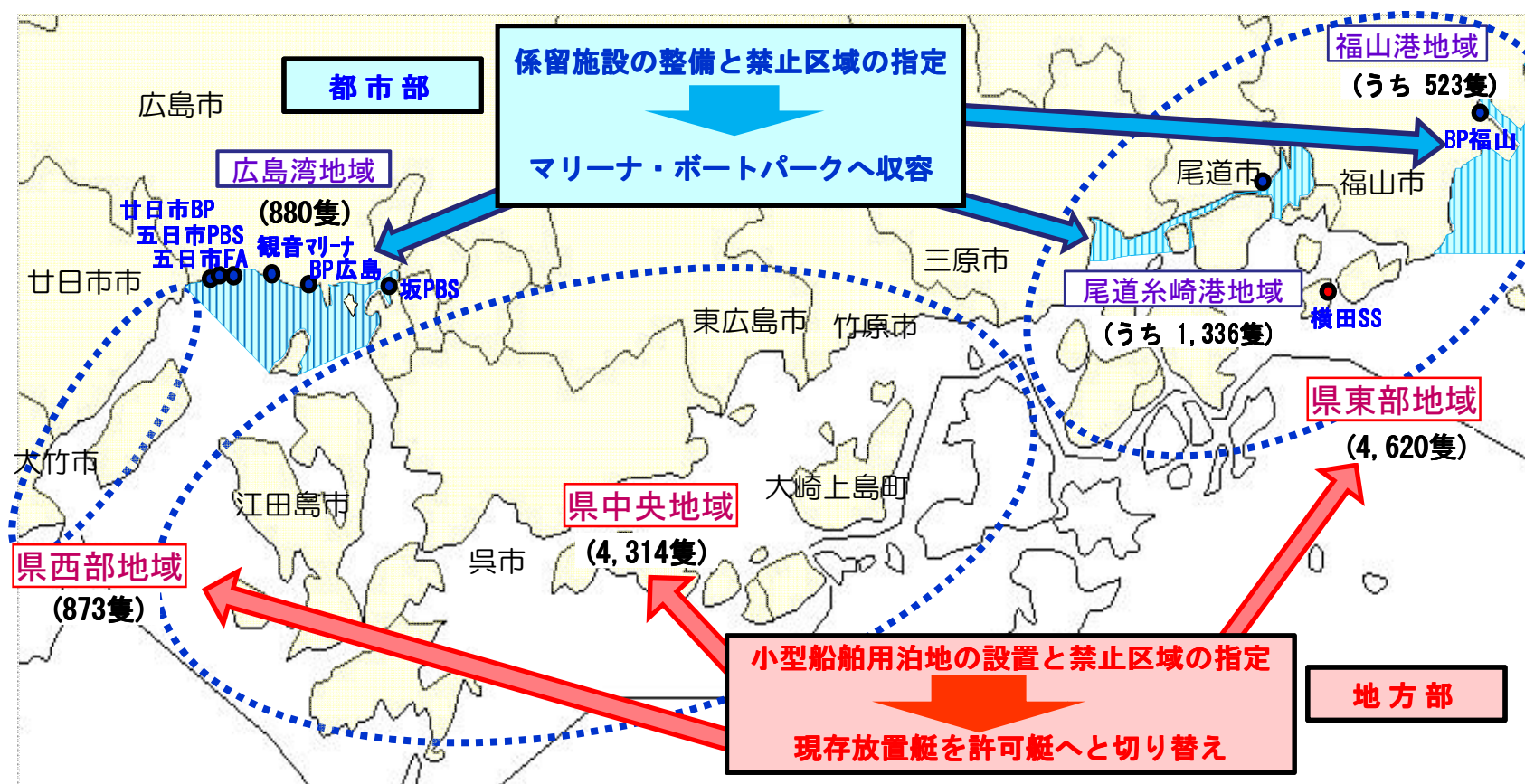


- <凡例>
- ... 貨物船・旅客船
 - ... 漁船
 - ... 遊漁船
 - ... モーターボート・ヨット類
 - ... 放置等禁止区域
 - ... 小型船舶用泊地
(水域施設)

目標

☆R4年度までに全県に禁止区域を指定
☆放置艇約10,700隻 → マリーナ等の「正規保管施設」又は新たに設ける「小型船舶用泊地」へ収容
→ 廃船処理を促進

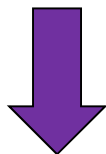
☆新たな放置艇を生じさせないための抜本的な対策 ⇒ 保管場所の義務付け制度の創設を検討



現 状／広島県の取組

■ 本県の放置艇対策の取組状況

- 平成9年度 プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例制定



施設整備と係留規制を両輪とする放置艇対策を推進

県内放置艇数 H8年度 約17,000隻 → H30年度 約10,700隻

- 平成29年度末「**放置艇解消のための基本方針**」策定 (**R4年度末解消目標**)

		H30	R元	R2	R3	R4	
放置艇の実態調査		→					放置艇の解消
地区別実施計画の作成		→					
条例改正・使用料新設		→					
主に都市部	係留保管施設の整備	→					
	禁止区域の指定・撤去指導	→					
主に地方部	小型船舶泊用泊地の指定・係留許可		→				
	禁止区域の指定・撤去指導		→				
廃船処理		→					

保管場所確保の義務化に関する法制化について

期待する法制化の内容

○ プレジャーボート所有者への保管場所確保の義務付け

小型船舶の登録等に関する法律(以下「小型船舶登録法」という。)等の一部改正を行い、小型船舶の登録の際、船籍港(通常保管する場所の市区町村名)だけでなく、具体的な係留場所も登録し、かつ、登録申請時には、係留場所の証明書の添付を義務付ける制度に改めること。

小型船舶登録法(抜粋)

(登録の一般的効力)

第3条 小型船舶は、小型船舶登録原簿(以下「原簿」という。)に登録を受けたものでなければ、これを航行の用に供してはならない。(以下略)

(新規登録及び測度)

第6条 登録を受けていない小型船舶の登録(以下「新規登録」という。)を受けようとする場合には、その所有者は、国土交通大臣に対し、新規登録の申請をし、かつ、当該船舶を提示しなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の申請があった場合には、(中略)次に掲げる事項及び(中略)船舶番号を原簿に記載することによって新規登録を行わなければならない。

(1) 船舶の種類 (2) 船籍港 (3) 船舶の長さ、幅及び深さ (4) 総トン数 (5) 船体識別番号 (6) 推進機関を有するものにあつては、その種類及び形式 (7) 所有者の氏名又は名称及び住所 (8) 登録年月日

小型船舶登録規則(抜粋)

(定義)

第1条 (中略)

2 この省令において「船籍港」とは、小型船舶を通常保管する場所が所在する市町村(特別区を含む。)の名称をいう。

保管場所確保の義務化に関する法制化について

□ プレジャーボートと自動車の登録の比較

	プレジャーボート	自動車
保管場所の登録の仕方	通常保管する場所がある市区町村を「船籍港」として登録	保管場所は登録項目ではないが、登録時に車庫証明書を添付
添付書類	無し	警察発行の車庫証明書
登録先	国(小型船舶検査機構が代行)	国(運輸支局)
根拠規定	小型船舶登録法第3条・第6条 小型船舶登録規則第1条第2項	道路運送車両法第4条・第7条 自動車の保管場所の確保等に関する法律第4条

□ 一部改正を要する法令該当箇所

◆ 小型船舶登録法

	改正前	改正後
第6条第1項	登録を受けていない小型船舶の登録(以下「新規登録」という。)を受けようとする場合には、その所有者は、国土交通大臣に対し、新規登録の申請をし、かつ、当該船舶を提示しなければならない。	登録を受けていない小型船舶の登録(以下「新規登録」という。)を受けようとする場合には、その所有者は、 <u>当該船舶の保管場所を確保の上</u> 、国土交通大臣に対し、新規登録の申請をし、かつ、当該船舶を提示しなければならない。
第6条第2項 第2号の2	(第2号の次に第2号の2を加える。)	<u>二の二 保管場所(所在地、係留保管施設名、係留権原取得水域その他の小型船舶を通常保管する場所が特定できる情報)</u>

◆ 小型船舶登録令

	改正前	改正後
第8条第1項 第3号の2	(第3号の次に第3号の2を加える。)	<u>三の二 保管場所</u>
第9条第1項 第4号	(第9条第1項に第4号を加える。)	<u>四 保管場所の確保を証する書面</u>

保管場所確保の義務化に関する法制化について

課題

【課題1】

現存の放置艇を収容することができる
係留保管施設又は係留保管場所を確保
しなければ、保管場所確保の義務付け制度の実効性が伴わない。

【課題2】

全国的に放置艇対策が遅れている状況
の中、国による法改正の実現には、時間
がかかることが予想される。



国による法制化が達成されるまでの暫定措置

○ 「放置艇解消のための基本方針」を推進していき、現存する放置艇の収容が可能な係留保管施設又は係留保管場所が確保されることが見込まれる時期(令和4年度末)以降に、県独自の保管場所の届出の義務化及び保管場所の登録制度を先行実施(新規についてのみ令和3年度前倒し)できるように県条例(プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例)の一部改正を検討していく。

※ この場合の課題

県条例によって県独自の制度を先行実施していく場合、プレジャーボート所有者に小型船舶登録法の規定に基づく登録義務の他に、県独自の登録義務を二重に課すようになることや県の行政負担が増えることになる。

保管場所確保の義務化に関する法制化について

展望

◇ 保管場所確保の義務付け制度に係る今後の展望

	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6以降
広島県での先行実施(案)	R4年度末までに放置艇解消・保管場所確保の達成 						
	改正準備 条例改正・周知 (新規のみ義務付けR3~4)					全面義務付け	 制度廃止
広島県が期待する 国の制度	改正準備・法令改正・周知手続 						 制度開始



保管場所確保の義務付け制度で
放置艇の規制強化を推進

- 法令改正による保管場所の登録情報については、県の先行実施の内容に合わせる。
- 国による制度開始時には、県の登録情報を小型船舶検査機構へ移行し、登録者の事務負担を軽減する。
- 既存のプレジャーボートに係る登録については、経過措置を設けてよいが、3年(中間検査の頻度)をめどにする。